

国内航空宅配便運送約款

国政参事第五八号認可年月日平成二十年六月二十七日
(平成二十年七月十七日改正)

第一章 総則

(事業の種類)

第一条 本約款にいう航空宅配便は、航空運送事業者(航空法「昭和二十七年法律二百三十一号」第二十八条第十七項に規定する航空運送事業を営業者をいう。)が行つ貨物の運送に係る第種利用運送事業(貨物利用運送事業法「平成元年法律第八十二号」第二条第八項に規定する事業をいう。)として提供する運送です。

(定義)

第二条 この約款において、「送人」とは、荷物の運送に関して当社と契約を締結した者として送り状にその名称が記載されている者を用います。

3 この約款において、「一個の荷物」とは、送人により送人から一時に一ヶ所で受託され、到着地の一荷受人に宛てて、一通の送り状で運送される一個の物品をいいます。

4 この約款において、「送り状」とは、荷受人により又は送人に代り作成される、送人と当社との間の荷物の運送に関する契約を証する書類をいいます。

第三条 この運送約款は、航空宅配便の荷物の運送に適用されます。

2 航空宅配便に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令、当該荷物の運送にかかわる航空運送事業者(以下「航空会社」といふ。)の運送約款、又は一般の慣習により、適用されます。

4 当社は、前項の規定にかかわらず法令に反しない範囲で特約の申込が可能です。

第二章 利用運送契約

(受付日時)

第四条 当社は、受付日時を定め店頭に掲示します。

(運送の範囲)

第五条 当社の荷物の運送は、送人から荷物を引き受けた時に始まり荷物送り状に指定された荷受人に荷物を引き渡した時に終ります。

(荷物運送の順位)

第六条 荷物運送の順位は、引受の順位により、まず、ただし、航空会社において、運航上搭載制限を必要とする場合その他の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(送り状の作成)

第七条 当社は荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに行発します。

(希望条件)

八 航空宅配便名
九 当社の名称、住所及び電話番号
十 荷物の名称、住所及び電話番号
十一 責任限度額(一個当たり三十万円)
十二 問い合わせ窓口電話番号
十三 重量及び容積の区分
十四 運賃その他運送に関する費用の額
十五 送り状の作成は、送人の依頼により、当社が代行することがあります。ただし、前項第一号から第五号までの記載内容に関する責任は、送人にあります。

(荷物の点検)

第八条 当社が送り状の記載事項について疑いがあると認めるとき又は荷物引渡後において品名相違の疑いがあると認めるときは、送人又は第三者の立会いを求めて荷物を点検することがあります。前項の規定により点検した場合において、荷物の品名が送人の記載したものと異なるときは、これによつて生じた損害を賠償します。

3 当社が、前項の規定により点検した場合において、送人の申告が現品と異なる時は、点検に要した費用を送人に負担していただきます。(引受拒絶)
第九条 次の場合には、荷物の引受を拒絶することがあります。

一 当該運送の申し込みが、この運送約款によらないものであるとき
二 送人が第七条第一項の送り状の記載事項に開し申告をせず、又は第八条の規定による点検に同意しないとき
三 当該運送に適する設備がないとき
四 当該運送に関し、送人から特別の負担を求められたとき

第十条 当社は、次の各号に掲げる荷物は引き受けません。

- 一 貴重品
- ア 白金、金、銀、その他の貴金属及びその製品
- イ リジニウム、タングステン、その他の稀金属及びその製品
- ウ 通貨(紙幣、硬貨)及び金券
- エ 株券、債券、プリペイドカード、その他の有価証券、未使用の郵便切手及び収入印紙
- オ ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、コハク、真珠、その他の宝石類及びその製品
- カ 美術品及び骨董品
- 二 生き動物(魚類を含む)
- 三 液体、遺骨
- 四 危険物
- イ 炎薬類、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体、可燃性液体、可燃性固体、酸性物質、毒物、放射性物質、磁性物質、その他の有毒物質及びその付着物等、又は銃砲刀剣類であつて航空法施行規則第九十四条の規定に於て禁止されているもの(同条第二項の規定により同項の要件をみたすことによつてこれに含まれないものとされたるものであつても、航空会社において引受条件を指定しているものを含む)
- 五 複数の個人情報情報(内容に含まれたもの)
- 六 前号の他、航空法、その他法令又は官公署の命令、規則若しくは、要求によつて輸送を禁止若しくは、制限されたもの
- 七 包装、荷造の不完全なもの、破損し易いもの、腐敗し、又は変質し易いもの、臭気を発するもの、その他に迷惑を及ぼすと当社が認められたもの
- 八 人若しくは、搭載物件又は航空機に害を及ぼすと当社が認められたもの
- 九 送り状の記載事項に関する申告を虚偽と当社が認められたもの
- 十 その他航空保安上当社が不適当と認められたもの

第十一条 当社は、一個の荷物の申告価格が三十万円を超える場合は、荷物の引受をいたしません。(荷物の価格制限)

第十二条 送人は、荷物の性質、重量、容積及び運送距離等に応じて運送に耐え、かつ、他の荷物の損害を与えないように荷造りしなければなりません。

第十三条 当社は、荷物を受け取る時に、第七条第一項第一号から第七号まで、第九号、第十号、第十二号及び第十四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外表に張り付けなければなりません。

第十四条 航空機の運航の中断又は不時着陸が発生した場合に荷物を他の輸送機関によつて前送の輸送に努めるものとします。

第十五条 当社は、引き受けた荷物の運送に対して国土交通大臣に届出をした運賃、料金その他の運賃に関する料金を受取します。

第十六条 運賃、料金その他の運賃に関する料金は、運送を引き受けたときに送人から受取します。

第十七条 当社は、荷物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当社の責に帰すべき事由により滅失、著しいき損又は遅延(次条第二項の場合に限る。)が生じたときは、その運賃、料金を他の運送に関する料金を請求し、料金金その他の運送に関する料金の全部又は一部を受取しているときはこれを払い戻します。

第十八条 当社は、航空引渡予定日までに荷物を引渡しません。ただし、交通事情等により、止むを得ない場合は、航空引渡予定日の翌日に引渡すことがあります。

第十九条 当社は、航空引渡予定日の記載がある場合送り状に荷物引渡予定日の記載がない場合送り状に記載した荷物受取日から、一日を経過した日

第二十条 当社は、次の各号に掲げる者に対する荷物の引渡しをもつて送人に対する引渡しとみなします。

一 配達先が住宅の場合、その配達先における同居者又はこれに準ずる者
二 配達先が前号以外の場合、その管理者又はこれに準ずる者

第二十一条 送人は、荷受人又は前条に規定する者が不在のため引渡しを行えない場合は、荷受人に対し、その旨を荷物の引渡しをしようとした日時及び当社の名称、問い合わせ先電話番号その他荷物の引渡しに必要な事項を記載した書面(以下「不在連絡票」といふ。)によつて通知した上で営業所その他の事業所で荷物を保管します。

第二十二条 前項の規定にかかわらず、荷受人の隣人又は荷受人が共同住宅に居住する場合はその管理人の承諾を得て、その隣人又は管理人に荷受人への荷物の引渡しを委託することがあります。

第二十三条 前項において、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人又は管理人の氏名を記載した場合においては、不在連絡票に当社が荷物の引渡しを委託した隣人又は管理人の氏名を記載し、配達は、荷受人より当社が定める方法により依頼された場合は、荷物の引渡日時及び配達先を変更して引渡すことがあります。ただし、荷物の外装もしくは送り状の見やすいところにて、引渡しを要しない旨を明瞭に記載した荷物に付しては、この限りではありません。

第二十四条 当社は、荷受人が前項の規定にかかわらず、荷受人確認することができなるとき、又は荷受人が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく送人に引渡すことを請求し、余剰があるときはこれを送人に返還します。

第二十五条 当社は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、送人の指図に依拠しないことがあります。

第二十六条 前項の規定により指図に依拠しないときは、遅滞なくその旨を送人に通知します。

第二十七条 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を送人に通知します。

第二十八条 当社は、荷物の損失又は遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を責任限度額(三十万円)の範囲内で賠償します。

第二十九条 当社は、次の事由による荷物の滅失、き損、延着、その他一切の損害について、賠償の責を負いません。

一 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
二 同盟罷業者若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他事由又は強盗
三 荷物の瑕疵、変質、消耗
四 荷造の不完全、包装の破損、送り状の表示事項(第七条第一項第一号から第五号までの事項に限る。)の不備
五 予見できない異常な交通障害
六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七 予見できない異常な交通障害
八 第七条第一項第一号から第五号までの送り状の記載事項に関する虚偽の申告
九 不可抗力による火災、水害等
十 法令又は公権力の発動による運送の差止、開港、没収、抑留又は第三者への引渡

第三十条 前項の損害賠償請求期間は、荷物の引渡予定日から起算し、最長一年を超過したときは、時効によつて消滅します。

第三十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第三十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第三十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第三十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第三十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第三十六条 送人の故意若しくは過失により、又はこの約款及びこれに基づいて定められた規定を守らなかつたことにより、当社が損害を受けた場合は、送人からその損害額の賠償金を申し受けます。

第三十七条 当社は、第一条の利用運送事業に付する業務をいいます。

第三十八条 品代金取立の追付又は取立代金の変更は、当該荷物の発送前に行われ、これに依拠して、送人が当該荷物の発送後代金取立の委託を取り消した場合又は送人若しくは荷受人の責に帰すべき事由により、代金の取立が不能となつた場合には、品代金取立料の払い戻しをいたしません。

第三十九条 当社は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格を基準としてき損の程度に応じた責任限度額(三十万円)の範囲内で賠償します。

第四十条 当社は、荷物の損失又は遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第一項、第二項又は第三項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を責任限度額(三十万円)の範囲内で賠償します。

第四十一条 当社は、次の事由による荷物の滅失、き損、延着、その他一切の損害について、賠償の責を負いません。

一 航空機の運航上の変更によるやむを得ない場合
二 同盟罷業者若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他事由又は強盗
三 荷物の瑕疵、変質、消耗
四 荷造の不完全、包装の破損、送り状の表示事項(第七条第一項第一号から第五号までの事項に限る。)の不備
五 予見できない異常な交通障害
六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七 予見できない異常な交通障害
八 第七条第一項第一号から第五号までの送り状の記載事項に関する虚偽の申告
九 不可抗力による火災、水害等
十 法令又は公権力の発動による運送の差止、開港、没収、抑留又は第三者への引渡

第四十二条 前項の損害賠償請求期間は、荷物の引渡予定日から起算し、最長一年を超過したときは、時効によつて消滅します。

第四十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第四十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第四十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第四十六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第四十七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第四十八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第四十九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第五十九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第六十九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第七十九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第八十九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第九十九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零三条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零四条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零五条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零六条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零七条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零八条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百零九条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百一十条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百一十一条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。

第一百一十二条 当社は、前項の損害賠償請求期間中に、荷物の引渡予定日から起算し、一年を経過したときは、時効によつて消滅します。